



しぶや青色

令和 8 年 新春号 第 639 号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp>



新年のごあいさつ

一般社団法人
渋谷青色申告会 会長 **金井 誠**

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと

お慶び申し上げます。

昨年中は、会の運営と会活動に対し、多大なご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

昨年は、物価やエネルギー価格の高止まり、人手不足など、事業を取り巻く環境が厳しい一年となりました。そうした中でも、日々の業務に誠実に取り組まれ、事業の維持・安定に努めてこられたことに心より敬意を表します。

さて、本年の申告においては令和 7 年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別



新年のごあいさつ

渋谷税務署長 時村 英樹

新年明けましておめでとうございます。

令和 8 年の年頭に当たり、金井会長をはじめ役員、会員の皆様方に、謹んでお祝いを申し上げます。

また、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から、地域社会に密着した幅広い事業活動を通じて青色申告制度の普及・育成と申告納税制度の健全な発展に多大なご協力をいたしていることに対し、改めて敬意を表すとともに、本年も活発な会活動を開催され、魅力ある会となられますようご期待申し上げます。

また、自宅 e - Tax の利用促進やキャッシュレス納付の普及拡大につきましても、引き続き、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

昨年は、署の記帳説明会及び決算説明会における青色申告制度の

控除」の創設が行われました。当会では制度改正の内容を分かりやすくお伝えし、会員の皆さまが安心して申告に臨んでいただけるよう、引き続き支援体制の充実に努めてまいります。

まもなく令和 7 年分の確定申告の時期を迎えます。本年も東京税理士会渋谷支部にご協力を頂き、会員の皆様の決算・申告・e - Tax 送信サポートに尽力して参ります。

確定申告の時期は青色申告制度の普及、納税道義の高揚を図る青色申告会としましては多くの納税者に会を知つていただく絶好的な機会であります。「正しい申告には正しい記帳」が大切です。

記帳指導に重点をおいた青色申告会を多くの納税者に知つていたとき、私たちのお仲間になっていだだく良い機会です。渋谷税務署をはじめ税務関係団体のご協力もいただきながら、青色申告会の周知・会員獲得に役職員一丸となって取り組んで参ります。

結びに、会員の皆様の事業のさらなる発展と本年一年のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年の挨拶といったします。

概要説明や記帳指導業務へのご協力をいただきました。広報活動におかれましては、代々木公園での「渋谷区くみんの広場」にて、地域の納税者の皆様に対する正しい税知識の普及にご尽力いただき感謝申し上げます。

年が明け、間もなく令和 7 年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税等並びに贈与税の確定申告時期を迎えます。渋谷署の申告書作成会場は、2 月 16 日(月)から「ベルサール渋谷ファースト」に開設し、例年の 5 署から、7 署の合同会場となります。会場では、「あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会」を目指す観点から、翌年から自宅からの e - Tax による申告につながるよう、マイナンバーカードを利用したスマホ申告の利用拡大に向けた取組を行っていくこととしておりますので、引き続きのご支援をお願いいたします。

また、会場内に設置いたします「青色コーナー」につきましても、例年金井会長をはじめ会員の皆様には、多大なるご協力をいたしております。本年も同様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、新しい年が、一般社団法人渋谷青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心より祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年の「」あいさつ

東京都渋谷都税事務所長 大隅 雅英



新年あけましておめでとうございます。
一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、金井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、東京都の税務行政に深いご理解と多大なご支援を賜り、心より感謝申し上げます。とりわけ、都税の納期内納税やキャッシュレス納税の推進につきまして、本誌へ繰り返し記事を掲載いただくななど、会を挙げて広報・普及活動にご協力賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、我が国は、少子高齢化と人口減少、気候変動による自然災害の激化、物価高騰の長期化など多くの課題に直面しております。

こうした中でも、東京都では、切れ目のない子育て支援のほか、災害対策の

新年の「」あいさつ
渋谷区長 長谷部 健



新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。

金井会長をはじめ役員、会員の皆様方には、日頃より、渋谷区政全般にわたりご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、社会全体では物価高やエネルギー価格の変動、デジタル化の進展など、私たちの暮らしや事業活動に大きな影響を与える出来事が続きました。こうした中、地域経済や区民生活を支える皆様のご尽力に、改めて敬意を表します。

渋谷区におきましては、区民の皆様の安全・安心な暮らしどと、未来を担う子どもたちの成長を支えるため、さまざまな施策を推進してまいりました。

強化、物価高騰に苦しむ都民・事業者への支援など、生活基盤を揺るがす様々なリスクから都民の命と生活、企業活動を守り抜くため、各種施策を推し進めているところです。

これらの施策の実施には、強固な財政基盤が不可欠であり、その根幹をなすのは納税者の皆様からの都税収入です。弊所では、これまで同様、都民・事業者の皆様に寄り添った対応に努めつつ、適正で公平な税務行政の実現に不断に取り組み、納税者の皆様のさらなる信頼と協力を得られるよう全力を尽くして参ります。

また、東京都主税局では、都民の皆様が便利になつたと実感できるよう、税務行政のDX化にも取り組んでおります。弊所におきましても、関係機関・関係団体の皆様と連携しながら、積極的にPRを展開して参りますので、今後とも、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、新しい年が一般社団法人渋谷青色申告会の皆様方にとつて良い一年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和7年4月には、本町コミュニティーセンターが開設されました。老朽化した施設の更新に加え、防災機能の強化や行政サービスの効率化・迅速化を図る複合施設として、区民施設、スポーツ施設、出張所、認定こども園などを備え、子どもから高齢者まで幅広い世代にご利用いただける場となっています。

また、令和7年9月には、未来の学校プロジェクトの第一弾として青山キャンパスが開校いたしました。子どもたちが主体的に学び、探求できる「ランニング・コモンズ」や、デジタルを活用した創作活動に取り組める未来創造空間、十分な広さを確保した体育館など、学習意欲や想像力を引き出す環境を整備しています。子どもたちには、この新しい学び舎で多様な可能性を伸ばしてほしいと願っております。

本区は、住民に身近な基礎自治体として、安全で安心して暮らすことができ、多くの人々に渋谷の街を訪れていただけるように施策の充実を一層図つてまいります。渋谷青色申告会の皆様方におかれましては、渋谷区政に対し、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴会の益々のご発展、並びに会員皆様方の一層のご活躍、ご多幸を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

1	昨年(令和6年分)・一昨年(令和5年分)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	マイナンバーカードまたは、個人番号通知書、適格請求書発行事業者の登録通知書(登録者の方)	<input type="checkbox"/>
3	税務署・ 青色申告会から 送られた書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	令和7年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等 (売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合) 専従者給与・給与を支給している方は令和7年分一人別徴収簿 【消費税について】 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第6種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 税区分(課税8%、10% 不課税・非課税・免税・インボイスの有無)	<input type="checkbox"/>
5	公的年金受給者は令和7年分源泉徴収票(天引き介護保険料等が明記されています)	<input type="checkbox"/>
6	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要です(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)。	<input type="checkbox"/>
7	給与収入のある方は令和7年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
8	生命保険契約等に基づく満期払戻金及び解約払戻金(一時金)等の受取りがある方は、保険会社・関係機関が発行する計算書(支払金額・既払込保険料(掛金)等が記載されています) 保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約、退職年金契約に基づき支払われる一時金で退職所得とみなされないものは、一時所得として課税されます。	<input type="checkbox"/>
9	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の払い戻し・生命保険等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
10	国民健康保険支払の方は令和7年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
11	社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書 日本年金機構より送付されています。(給与源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
12	介護保険支払の方は令和7年中に支払った合計額(源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
13	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
14	生命保険料控除証明書・新・旧生命保険、新・旧個人年金、介護医療保険 (源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
15	地震保険料の控除証明書(源泉徴収票に記載されている場合は不要)	<input type="checkbox"/>
16	寄附金控除の適用下限額が2,000円。特定寄附金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
17	住宅借入金等特別控除を受ける方は住宅借入金等特別控除の計算明細書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が必要となります。 令和7年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。	<input type="checkbox"/>
18	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・令和7年中の所得金額がわかるもの 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認	<input type="checkbox"/>

令和7年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

★令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告及び納期限は3月16日（月）
振替納税の方の口座振替日は4月23日（木）申込手続きは簡単、お勧めします。

★令和7年分個人事業者の消費税等の確定申告の申告及び納期限3月31日（火）
振替納税の方の口座振替日は4月30日（木）申込手続きは簡単、お勧めします。

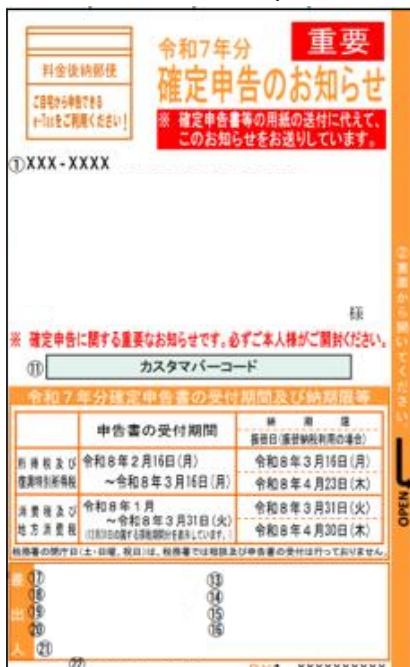
1. ご予約の際に、記帳方法（手書き・会計ソフト）・マイナンバーカードの有無をお知らせ下さい。
2. 消費税の申告に関しましては3月16日（月）以降3月31日（火）までになります。インボイスでの申告状況により、全席予約制になる場合があります。ご来局の際は電話でお確かめください。

“e-Tax”で申告しよう！

申告書等用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」（※）
が送付されます。

（※）「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の受付期間や納期限、予定納税額など
確定申告書の作成に必要な情報を記載している はがき 又は 通知書 をいいます。

この通知は申告の際に必ずお持ちください



封書で「令和7年分確定申告のお知らせ」の通知書や「確定申告のお知らせ」ハガキ（左に掲載したハガキ（イメージ））が1月下旬ごろに送られて来ます。

申告の際に必要で重要な情報が記載されていますので、必ずご持参ください。

マイナンバーカード（暗証番号は2種類）をお持ちの方は有効期限が切れていないことを確認し、ご持参ください。

- ・カード本体の有効期限 発行日より10年
- ・電子認証の有効期限 5年

事前に区役所・市役所等での継続の手続きをお済ませください。ご不明の方は、各自治体へお問い合わせください。

！！ 事務局からのお願い ！！

★半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に会費のお支払いをお願いいたします。

（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますのでご注意下さい）

★自転車保険ご加入の会員様へ

申告時に次年度保険料のお支払いをお願いいたします。